

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会 議事録

■日時 令和2年4月28日(火) 午前11時00分～午前12時00分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、小林委員、小堀委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、寺島委員、平林委員、宮越委員、宗方委員、森川委員、保高委員

■議事内容

1 答申

「(仮称) 小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書
⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染及び騒音・振動の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (3 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事後調査報告書	・国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線及び小平市都市計画道路3・2・8号府中所沢線（国分寺市東戸倉二丁目～小平市小川町一丁目間）建設事業（工事の施行中その1）	令和2年2月3日
	・豊洲新市場建設事業（一部供用開始後）	令和2年2月20日
	・臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地区画整理事業（工事の施行中その7）	令和2年2月21日
	・小田急電鉄小田原線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）の連続立体交差及び複々線化事業（工事の完了後）	令和2年2月21日
2 変更届	・（仮称）竹芝地区開発計画	令和2年2月20日
3 着工届 （事後調査計画書）	・東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業	令和2年2月25日
	・（仮称）品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業	令和2年2月26日
4 その他 （条例第90条に基づく報告等）	・（仮称）南町田計画	令和2年2月21日

受 理 報 告 (4 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 評 価 書	<ul style="list-style-type: none"> ・八重洲一丁目北地区第一種市街地再開 発事業 	令和2年3月25日
2 事 後 調 査 報 告 書	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国道16号(昭島市拝島町～福生市 熊川間)拡張事業(工事の施行中その 9) 	令和2年2月27日
	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都市計画道路放射第5号線(杉並 区久我山二丁目～久我山三丁目間)建 設事業(工事の施行中その3) 	令和2年3月12日
	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじみ新ごみ処理施設整備事業(工事 の完了後その2) 	令和2年3月17日
3 変 更 届	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)東京港臨港道路南北線建設計 画 	令和2年3月18日

令和 2 年度「東京都環境影響評価審査会」第 1 回総会
速 記 録

令和 2 年 4 月 28 日（火）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

(午前 11 時 02 分開会)

○宮田アセスメント担当課長

おはようございます。本日は御出席をいただきまして誠にありがとうございます。今日の総会は初めてテレビ会議を利用して実施いたします。

開催に当たりまして事務局より一言申し上げます。今般、新型コロナウイルス感染症対策として国から緊急事態宣言が発出されました。東京都としましても、外出の自粛を要請している中、当審議会も開催について議論いたしました。3月の審議会については中止しておりますが、ウイルス感染がいつ収束するか見通しが見えない中、これ以上審議を中止した場合、今回、審議会にお諮りする事業において計画の進捗に影響を及ぼすことになるため、委員の皆様への感染防止に配慮し、また、いわゆる3密を防ぎつつ審議会を開催することといたしました。

本日、多くの委員にテレビ会議で出席していただいております。皆様のお手元、または端末に総会資料と個別事業のアセス図書の御用意をお願いしたいと存じます。

本日の委員の出席状況ですが、委員21名のうち19名の出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、令和2年度第1回総会の開催をお願いいたします。本日は、傍聴の申し出はございません。柳会長、お願いします。

○柳会長 それでは、ただいまから令和2年度東京都環境影響評価審議会第1回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申1件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 最初に、「(仮称)小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第一部会で審議していただきましたので、その結果について、齋藤第一部長から報告を受けることといたします。

それでは、よろしくお願いたします。

○齋藤第一部長 資料1をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 答申案文を読み上げます。

令和2年4月28日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋 藤 利 晃

「(仮称) 小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙をご覧くださいと思います。

第1 審議経過

本審議会では、令和2年1月16日に「(仮称) 小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には、審議会、部会の審議過程を整理してございます。

第2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺では他の事業が施行又は計画されていることから、周辺事業の実施に伴う工事用車両及び関連車両の影響について可能な限り把握するとともに、将来交通量を適切に算定すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1

項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上となります。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、令和2年1月16日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。

本事業は、品川区小山三丁目地内において住宅及び店舗等から成る複合施設の新築を行うものであり、対象事業の種類は高層建築物の新築でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

【大気汚染、騒音・振動 共通】の意見ですが、計画地周辺では、他の事業が施行または計画されていることから、周辺事業の実施に伴う工事車両及び関連車両の影響について可能な限り把握するとともに、将来交通量を適切に算定するよう求める次第でございます。

本調査計画書に対しましては、周辺地域区長である品川区長、目黒区長から意見が提出されております。本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議しました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等はございますでしょうか。

○袖野委員 審議の結果そのものではなくて、少し懸念点ということで事務局に質問なのですが、今回のコロナの影響で工事も予定どおりいなくなるということが想定されるわけですが、そういった点について何らかのアクションといたしますか、検討が必要な事項はございますか。

○柳会長 ただいまの袖野委員の意見について何か事務局のほうでありますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 今回の調査計画書ですけれども、この後、評価書案の中で具体的な事業の実施スケジュール、施行計画等が出てくると思います。その施行計画の中で、今回コロナの関係で工事の期間がどうなるかというところで、予測評価の条件も影響してくる部分はあるかと思えます。その辺も、評価書案作成のときには考慮しながら予測評価の

条件を決めながら予測評価を行っていくことになるかと思えます。いずれにしても、今後出てきます評価書案の中でコロナウイルスの影響も加味することになるかと思えます。

○袖野委員 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 答申書を読み上げます。

2 東環審第 3 号

令和 2 年 4 月 28 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「(仮称) 小山三丁目第 1 地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について

(答申)

令和元年 2 月 1 月 16 日付 31 環総政第 764 号 (諮問第 507 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほど説明しました内容と同じ内容ですので省略させていただきます。

説明は以上となります。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。

○柳会長 それでは、次に受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 審議会資料 2 をご覧いただきたいと思えます。

まず、3 月分の受理報告につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため 3 月の総会を中止したことから、書面で執り行ってございます。また、2 月の受理報告に係る助言事項についての事業者の回答も報告が済んでおります。本日の受理報告では、4 月分の受理

報告、3月受理報告に係る助言事項についての事業者の回答、4月受理報告に係る助言事項の委員提案、この3つについて進めていきたいと思いをします。

まず最初に3月の受理報告、資料2にございますが、こちらは書面で報告しておりますので省略させていただきます。

4月の受理報告をご覧いただきたいと思いをします。4月の受理報告は評価書1件、事後調査報告書3件、変更届1件を受理しております。

「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」につきましては、評価書の受理を行いましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は、令和元年5月29日の第3回総会で諮問され、12月20日の第10回総会において知事に答申されております。評価書案、審査意見書、環境影響評価書との関連についてこちらの資料で提示してございます。

【大気汚染】については、審査意見書の内容としては、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では、本事業における寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底することという内容でした。

これについて、評価書の記載内容としましては、環境保全のための措置の周知・徹底を施工者に指導するとともに、工事期間中は工事現場内パトロールや会議等により実施状況を確認することを、環境保全のための措置に追記しました。

【騒音・振動】については、審査意見書の内容としては、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、増加レベルは1dB以下としているが、現況において環境影響基準を超えている地点もあることから、工事用車両台数の削減を図るなどの環境保全のための措置を徹底すること。

これについての評価書の記載内容ですが、今後施工者の決定にあわせて工事用車両の適切な運行管理について詳細検討すること、本事業及び周辺開発の工事状況により必要に応じて工事現場間での情報共有等を図ること、環境保全のための措置の周知・徹底を施工者に指導することを環境保全のための措置に追記しました。

続きまして、助言事項関係に移りたいと思いをします。

まず、2月の受理報告に係る助言事項一覧（事業者回答）ですけれども、こちらは先月、書面で報告しておりますので省略させていただきます。

3月の受理報告に係る助言事項一覧についてですけれども、事後調査報告書では、3つの

事業にあわせて13件、条例第90条に基づく報告等に6件の助言事項がありました。事業者から回答がありまして、その内容を事業者回答欄に記載しております。

まず最初に、事後調査報告書、事業名「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線及び小平市都市計画道路3・2・8号府中所沢線につきましては、【大気汚染】と【騒音・振動】と、2つの助言事項がございました。これについて事業者の回答ですが、審議会の助言のとおり今後対応するという内容でございます。

続いて、「豊洲新市場建設事業」についてですけれども、最初の【大気汚染】につきましては、審議会の助言のとおり今後対応するという内容です。

【騒音・振動】の1つ目ですが、参考指標についての助言事項でございました。こちらについては、参考指標はあくまで事後調査結果を比較検討するための参考値という事業者の回答がございました。

【騒音・振動】の2つ目です。こちらも1つ目と同様に、評価指標に関するものの助言事項で、参考指標はあくまで事後調査結果を比較検討するための参考値という回答でした。

【騒音・振動】の3つ目につきましては、駐車場の供用に伴う騒音について、測定結果が基準値及び予測結果を大きく上回っている。その理由として、近隣の道路交通騒音の影響が大きいと挙げていることについての根拠についての助言事項でした。事業者の回答欄に記載したとおり、予測条件を下回る実績だったという内容になっております。

【騒音・振動】の4つ目、5つ目につきましては、審議会の助言どおり今後対応を行うということでございます。

【騒音・振動】の6つ目については、先ほどの騒音レベルが予測を上回った原因について、追加対策の必要性の検討、7つ目については、考察を深めたほうがいいのではないかと助言事項でした。これについて事業者の回答としては、予測レベルが予測値を上回った原因としては、豊洲市場の開場に伴う関連車両の走行以外の要因が大きいと考えますという回答でした。

最後、【地盤・水循環】に関する助言事項で、市場内の揚水の影響は受けていないとしているが、説明やデータに関する助言でした。事業者の回答は、豊洲市場の地下水位は街区全体の平均値でAP+1.8m程度となっており、No.1地点、No.2地点の地下水位を大幅に下回っていることから、各街区の周縁部に設置している遮水壁が有効に機能しているものとする。また、No.1地点、No.2地点の地下水位について、計画地内の地下水の揚水に伴う大きな変動が見られないということで、追加の説明がございました。また、データにつきましては、一

番下のなお書きに、豊洲市場の地下水位については、中央卸売市場 HP で公表しており、URL を表 6.4-1、表 6.5-1 に記載しているということでした。

続きまして、事業名「小田急電鉄小田原（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）の連続立体交差及び複々線化事業」についての助言事項となります。こちらについては、図書の記載の数値に関する助言事項でした。事業者からの説明がございましたので、こちらは事業者の回答欄に記載したとおりとなっております。

続きまして、その他（条例第 90 条に基づく報告等）、事業名「(仮称) 南町田計画」でございます。まずこちらの資料についての委員の助言事項ですが、4 名の委員から助言事項がありまして、資料としては 4 ページにわたっております。要約しますと、委員の助言としては、大規模な臨時駐車場の設置に伴い、駐車場利用台数に起因する大気汚染物質や交通騒音が増加することが推察されるところで、予測評価を行い、周辺環境への影響を明らかにするとともに、環境負荷を低減する措置を実施すべきであるという内容でございました。

これについての事業者の回答を要約しますと、第 1・第 2・第 3 臨時駐車場は、いずれも商業施設の開業期における一時的な混雑に備え、開業から 2020 年 5 月までと期間を限定して一時的に運用する臨時駐車場ですとのこと。臨時駐車場は環境影響の対象外であり、変更届の対象にならず、一時的な混雑の変動を含めた状況に対して予測評価を行うべきとの認識はないということです。

周辺環境への影響に対しては、環境影響評価の手続外にて、周辺住民との対話等を通じて影響の把握に務め、対策を講じますとのこと。

環境保全のための措置として、引き続き来場者に鉄道、バス等の公共交通機関の利用を促すなどの取り組みを実施するという回答でございました。

3 月分については以上となります。

続いて、4 月の受理報告に係る助言事項の一覧となります。資料「4 月受理報告に係る助言事項一覧」をご覧いただきたいと思います。4 月に受理報告に関する助言事項ですが、委員から提案がありまして、3 つの事業に合計 8 件の助言事項がございました。

事務局からの説明は以上となります。

○柳会長 それでは、まず 3 月の受理報告に係る助言についての事業者回答について何かコメント等はございますか。

○高橋委員 臨時駐車場の件について発言させてください。東急が事業者ですが、この臨時駐車場は 900 台という結構大きな規模で、使用期間も半年以上と、長い期間にわたるのです

が、それに対して予測評価は行わないとしていて、残念に思っています。臨時駐車場の周辺環境の影響を懸念する審議会の助言に対して、きちんと対応していただけなかったのは残念に思っています。

臨時駐車場は5月末に閉鎖して、今後は使用しないということなのですが、周辺環境の保全のために来場者に対して鉄道やバスといった公共交通の利用を促す等の取り組みを確実に実施していただきたいと思うとともに、その他必要に応じて取り組みの強化を行っていただきたいと考えております。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○日下委員 私からもコメントがあります。今と同じものなのですが、一時的とはいえ、臨時駐車場の利用者分の大気汚染物質が増加されたはずなのですが、事業者は条例の対象外なのでこの影響について評価しないという主張をされてきました。ほかの委員の助言に対する回答を見てもそういうふうに見えます。これは、そうなのかもしれないのですが、合理的な理由も説明しないで、しかもアセスでやる予測計算とか実測による影響の小ささというものも示さずに、周辺住民との対話等を通じて影響の把握に努め、対策を講じていると言っているのですが、現場で対応をとるのは当然のことだと思います。

それだけではなくて、その対応が正しいものなのか、そういう根拠を予測計算とか実測などで示していないと、周辺住民の懸念は払拭されないのではないかと思います。私もほかの委員の方々も環境への影響を懸念して助言しているにもかかわらず、条例の対象外だという理由で、余り助言に対して真摯に向き合っていない東急の対応は大変残念に思います。

○柳会長 ほかの委員はいかがでしょう。

○池本委員 私は、この条例の中で必ずしも全ての影響を扱う必要はないのではないのかなと考えます。例として、廃棄物処理施設の例を挙げさせていただいて、規模が大きいものについては条例で扱うけれども、それよりも規模が小さいものについては廃棄物処理法であるとか、ほかの事業もそうですが、最近は自主アセスというような取り組みもされてきていますので、それぞれ適切な取り組みをされているということが広がってきているのかなと感じています。ですから、条例の手続に従って、例えば予測評価してやり直ささいというのは、事業者さんも恐らくガードが上がるというか、構えてしまうと思いますので、一方で900台という車両台数が設定されていたり、駐車場規模はそれなりの根拠をもって考えられていると思いますので、そういったところを予測評価として――義務としてではなくて、こ

ういうことをやっているのだというようなこと。最近では企業の社会的責任であるとか環境投資みたいなこともあって環境の意識は高まっていますので、そういったことを提供していただくということで、もう十分ではないのかなと感じています。

条例の中での扱いというのはそういったところなのですが、今後の事後調査のことを考えますと、今は、今の臨時を除いた車両、駐車場台数のマックスまでしか事業者としては見ていないということで、それが溢れた場合には周辺のコインパーキングとか、そういったところを案内するということをやっていたと思います。それは事業と今後切り離していいかというと、そうではないと思いますので、その点については事後調査の中でしっかりと見ていく必要があるのではないかと感じています。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの御意見はいかがでしょう。

○森川委員 私もいろいろこの案件について、前から、これはどういうことなのかという問い合わせなどをしていたときに、明確なお返事がなくて、第90条ですか、そういう報告になったと聞いています。そもそも、何で環境影響の評価の審議をするかというところに立ち返ったときに、事業者さんの回答で、臨時駐車場の場所とか台数を、開業する2カ月前にその内容を決めましたという御回答をいただいたのです。この時点で、臨時駐車場の必要性を認識した時点で影響についてどうだったのかとか確認すべきではなかったかなというのが一番懸念するところです。つまり、いろいろな環境影響の評価を今回していただいたと思うのです。ちゃんとした評価書案もできて、どんな影響があるだろうかということを中心に細かく見ていただいたはずなのです。なのに、臨時駐車場をつくらなければいけないと認識したときに、どうしてそれが環境に影響しないのかということに考えが至らなかったのかということがすごく問題かなと思っていて、なぜ環境に対してやってきたのかということに立ち返って検討していただけたらと思います。

東急さんは事業をほかにもいろいろやっておられますので、ほかのところでも配慮していただいていると思うのです。それについてもしっかり対応していただければいいのかなということも思っております。よろしく願います。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま、3月の受理報告に対する南町田計画への御意見が4件、今御説明があったわけですが、ほかの委員の方は何か御意見はございますか。よろしいでしょうか。

ほかに御発言がないようですので、この3月受理報告については委員のコメント等を事業

者にお伝えいただければよろしいかと思えます。

それでは次に4月の受理報告について、助言されました委員の方々のコメントなどについてお願いしたいと思います。

○池本委員 まず、4月報告もそうなのですが、ほかにも、助言として上げていただくには、私が言ったコメントはお恥ずかしいというか、ただ質問についても採用していただいていたか、そういったところもあるので、テクニカルなところとか報告書の記載のちょっとしたところであるとか、そういったところは助言として上げていただかなくてもいいのかなと感じていますので、その辺は事後調査とか、こういった処理の理解のためには質問も必要だということでコメントさせていただいていますが、そこは適切に選んでいただいたらいいのかなと感じています。

それで、4月の件については、まずは一般国道16号の件では、工事の状況を図面で見ますと、車両規制などを行っていて、その影響が出ているというようなことがわかりました。ただ、その影響が出ているからといって、そのまま放置しているというわけではなかったと思いますので、車両規制によって影響が出れば、さらにそれに対して何か対策を講じていたと思いますので、その点を記載していただくとよかったですのではないかと感じました。

それからついでに、その下の2つのほうについても説明させていただきますと、東京都市計画道路放射第5号線については、2番のほうは先ほどのような話で少しテクニカルなというか、そういったようなところですので割愛します。

それから、【生物・生態系】については、御専門の先生にもお聞きいただきたいということでコメントさせていただいたと思うのですが、植物の種とかそういったものに限ったような調査をしまして、生態系というと、そういったところの具体的な種だけの話ではないのかなと私は感じてまして、そのような観点での事後評価が必要だったのではないのかなというふうにコメントさせていただきました。

それから、最後はまた質問ですので、助言というよりは質問として捉えていただけたらと思います。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

○高橋委員 私は1点だけコメントさせていただいております。東京都市計画道路放射第5号線についてです。【騒音・振動】の1番ですけれども、もともと予定していたものから使

用機械を変更したことによって、街築工の騒音が勧告基準値 80 dB というのをクリアはしているのですが、ぎりぎりクリアする程度まで大きくなってしまっていることが報告されています。ということで、まだ事業が残っていると思いますので、今後の事業においてはその勧告基準値を超えないように適宜考えられる対策を実施しながら、適切に工事を進めていただきたいというお願いです。

以上です。

○森川委員 私も助言というよりはコメントみたいなものなのですけれども、ふじみの新ごみ処理施設整備事業について、工事の完了後ということで、こういった清掃工場については周辺住民の方にわかりやすく情報を提示していただければということで記載しました。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

本日欠席されておられる委員から助言等について何かコメントは寄せられていますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 欠席されている委員のほうからコメントは預かってございません。

○柳会長 それでは、ただいま各委員から提案された助言については、助言とは言えないまでも、一応審議会から助言事項とするということでよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

ただいまのさまざまな意見については、審議会から事業者に伝えていただいて、次回の審議会ですべての事業者の回答の報告をお願いしたいと思います。

受理関係についてはこれで終わりますが、何かありますでしょうか。先ほど条例 90 条の報告ということですが、これは特に審議会から事業者の方に、この審議の運営上必要であると思われるような内容について報告を求めるのが条例 90 条の規定です。そういうことで、南町田の案件については意見を求めたということになっております。

このことについて、何か事務局のほうで補足することはございますか。

○宮田アセスメント担当課長 今回は第 90 条ということで、なかなか聞きなれないものだったと思います。90 条の規定に基づく報告に至った経緯について説明させていただきます。

本事業は商業施設なのですが、南町田で 11 月に開業している施設です。この施設の供用開始後のときにホームページを確認したところ、新たな駐車場が確認されました。特に閉鎖

期間等も設けていない駐車場でしたので、東京都が事業者には、規模とか期間について問い合わせをいたしました。明確な回答がないということで、第 90 条に基づく報告を求めたものでございます。その後、90 条に基づく報告の中で、開業から数カ月経過したときに、5 月末の閉鎖期限が判明したものでございます。

この事業については評価書案の段階から都民の意見として、駐車場設置に伴う環境影響についての懸念が示されてございました。環境アセスメントは事業者が事業の環境影響を予測し、計画的に保全措置を講じる仕組みであります。これまでの事業者の対応、また臨時とはいえ、規模が大きく、期間も半年以上という影響の大きさを考えたときに、事業者には、委員の助言事項にありました通り予測評価等を行い、住民にしっかりと説明し、環境保全措置を行っていただきたいと考えます。

今日、また、委員の皆様からいろいろと御意見がございましたので、事業者に伝えて、今後対応していきたいと思っております。

以上です。

○柳会長 東急の南町田の案件については、臨時駐車場については 5 月末日に閉鎖するというようなことですので、その点については事後調査でしっかりと確認していきたいということで、皆様の御理解を得たいと思っておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

では、そのようなことで取り扱いをさせていただきたいと思っております。

ほかに何かございますか。

○柳会長 ほかに特にならなければ、これもちまして本日の審議会を終わりたいと思っております。皆様、どうもありがとうございました。

(午後 0 時 01 分閉会)